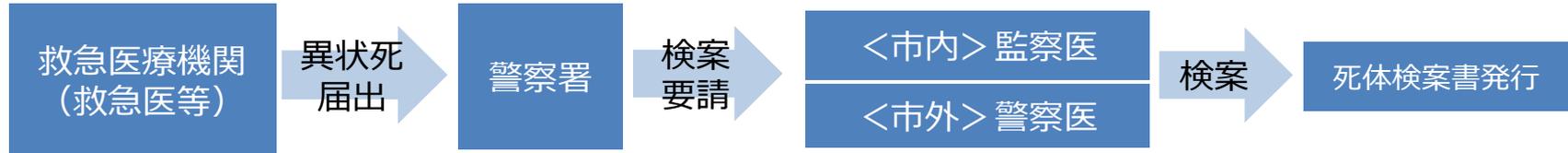


救急医療機関との連携

目的：多死社会における死亡者数の増加に伴い、異状死数の増加が見込まれるため、救急医療機関経由の異状死事案の減少(救急医による死亡診断書の交付等)を図ることにより、ご遺体やご遺族の死体検案に要する負担軽減を目指す。

《現状》



- ・届出の要否、死因判定に悩む事案
- ・救急医療機関で死亡診断書交付可能な事案などについて、死因診断研修のほか監察医との意見交換を実施

参考	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
監察医事務所取扱件数	4,551件	4,772件	4,527件	4,976件	5,095件
内、救急医療機関経由	1,621件 (35.6%)	1,687件 (35.4%)	1,570件 (34.7%)	1,727件 (34.7%)	1,906件 (37.4%)

《2022年度の進捗状況》

- 1 大阪急性期・総合医療センター（高度救命救急センター）と意見交換〔6月〕
- 2 大阪市立総合医療センター（救命救急センター）との意見交換（予定） ※新型コロナウイルス感染症の収束を待って実施予定

《今後の予定》

監察医の取扱い事例等に関して、大阪市内の救急告示病院と順次意見交換の場を設定予定
 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しつつ実施予定

<事業イメージ図>

